## ዹ 貨物概要

パネルを巻き上げるコンソール、支柱及びパネルから成るアルミニウム製スパイラルドア。工場の出入り口に設置し、車両等が通行する際に開閉する。



## → 分類

関税率表第 7610.10 号 (統計番号 7610.10-000) のアルミニウム製の戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居

## ዹ 分類理由

本品は、工場の出入り口等に設置し、車両等の通行時に開閉するものであり、その性状等から、アルミニウム製の戸(ドア)として、上記のとおり分類されます。

**^ ^** 

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)